

指定居宅サービス事業者の指定の効力の停止について

平成28年7月29日（金）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電話 06-6941-0351（内線 4486、4488） FAX 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者の指定の効力の一部を停止しましたのでお知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 カインド
- (2) 代表者 代表取締役 梶間 嘉一郎
- (3) 所在地 大阪府摂津市正雀本町一丁目29番3号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 デイサービスセンターカインド（指定介護予防通所介護事業）
- (2) 申請所在地 大阪府摂津市正雀本町一丁目29番3号
- (3) 指定年月日 平成23年8月1日（指定介護予防通所介護事業）

3 処分（一部の効力の停止）の内容

新規受入停止および居宅介護サービス費の10分の3を請求停止
平成28年8月1日から平成29年2月28日（6箇月）

4 処分の理由

法令違反（介護保険法第115条の9第1項第9号該当）

指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されている指定地域密着型通所介護事業所において、介護保険法第78条の10第13号に該当する違反行為を行った。